

## 訴訟事件の取下げについて

### 1 経緯

子育て支援課から滞納対策課へ移管した目黒区奨学資金貸付金につき、令和5年4月3日付けで貸金返還等を求める民事訴訟を提起した。その後、被告側から元金及び違約金の全額納付があったため、令和5年6月12日付けで訴えの取下げ書を東京簡易裁判所へ提出した。

### 2 訴訟事件名等

- (1) 事件名 貸金返還等請求事件
- (2) 原告 目黒区
- (3) 被告 東京都町田市在住A氏（借受人）  
東京都調布市在住B氏（連帯保証人）
- (4) 裁判所 東京簡易裁判所

### 3 請求の趣旨

- (1) 元金97万4000円
- (2) 確定違約金68万2382円（令和5年4月3日現在）
- (3) 元金に対する令和5年4月4日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による違約金
- (4) 訴訟費用  
以上を支払えとの判決並びに仮執行宣言を求める。

### 4 事案の経過

- 令和5年4月 3日 訴状を東京簡易裁判所に提出。
- 令和5年4月12日 生活福祉委員会へ報告、文教・子ども委員会へ情報提供。
- 令和5年4月17日 被告B氏から弁護士に、元金97万4000円を一括納付する旨の連絡あり。
- 令和5年5月 1日 元金97万4000円の納付を確認（4月21日付）。違約金が68万7642円に確定する。
- 令和5年5月19日 被告B氏から弁護士に、確定違約金68万7642円を一括納付する旨の連絡あり。
- 令和5年6月 2日 ・第1回口頭弁論期日。  
・確定違約金68万7642円の納付を確認（5月23日付）。
- 令和5年6月12日 訴えの取下げ書を東京簡易裁判所に提出。

以 上

## 貸付状況等

(1) 貸付金額 128万円

ア 納付金額 30万6000円

イ 滞納額 97万4000円

(2) 貸付期間 平成17年4月から平成20年3月まで

(3) 返済期間 平成21年6月から令和7年6月まで

(毎年6月7万6000円(最終回のみ6万4000円)

17回払い(当初))

ア 平成24年10月17日付けの奨学資金返還方法変更願により、残元金120万4000円について、平成25年4月から令和5年4月まで、毎月末日限り1万円ずつ(最終回のみ4000円)の合計121回払いに変更した。

イ 平成31年1月21日付けの分納合意書により、被告A氏は、区に対し、本件貸付金の残元本119万4000円について、下記(ア)のとおり分割払いすることを約束するとともに、下記(イ)の期限の利益喪失条項を承諾した。

(ア) 残元本の分割払い

平成31年1月から令和5年12月まで、毎月末日限り、2万円宛(但し、最終回のみ1万4000円)

(イ) 期限の利益喪失条項

被告A氏が上記(ア)の分割金の支払を2回分以上怠ったときは、被告A氏は当然に期限の利益を失い、残債務を直ちに一括して支払う。

ウ 被告A氏は、区に対し、上記イの分割金について平成31年1月分、同年3月分の支払を怠った(同年2月分は支払いがあった。)。これにより、被告A氏は、平成31年3月31日の経過をもって、上記貸付金の支払について期限の利益を失った。

よって、区は被告A氏に対しては貸付契約に基づき、被告B氏に対しては保証契約に基づき、連帯して、「3 請求の趣旨」記載の金員の支払いを求めることとした。